



たがみ

農業委員会

第18号

だより



■ 平成24年1月23日発行
 ■ 発行 / 田上町農業委員会 TEL 57-6226
 ■ 発行人 / 会長 坂井 清一 ■ 印刷所 / 阿部印刷株式会社



田上小学校5年生収穫祭

いあごわし



田上町農業委員会
会長 坂井 清一

新年にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

昨年は、東日本大震災、豪雨等大きな自然災害が多い年でありました。今年こそは皆様にとって良い年であることを願っております。

しかし、現在の農業情勢を見ますと、昨年からTPP参加交渉という大きな問題があります。今まで政府から情報開示なく、今後の状況を見守っていかねればなりません。また、高齢化担い手・後継者の不足など厳しい状況となっています。

私たち農業委員では選挙委員の定数二名減の条例改正後、初めての選挙がありました。二名の女性農業委員が誕生し、町の農業振興を進める中で新たなアイデアが生まれることを願っております。

皆様をはじめ関係機関のご支援、ご指導をいただきながら、農地を守り、農業振興に努めてまいります。

最後に、皆様のご健康とご多幸をお祈り申し上げます。

農業委員名

- 会長 坂井 清一 (上野・山田)
- 会長代理 山本 直栄 (上横場)
- 農業委員 小林 俊一 (川前・保明嶋・下中村・上中村・四ツ合・千苺・石田)
- 農業委員 山川 敏昭 (原ヶ崎)
- 農業委員 入倉 一夫 (中店・湯川・中店嶋)
- 農業委員 須佐 剛 (農協推薦)
- 農業委員 吉澤 勝真 (清水沢・羽生田・下吉田・青海)
- 農業委員 渡辺 善範 (後藤・曾根・下横場)
- 農業委員 牛 田 勝 (土地改良区推薦)
- 農業委員 小林 亮介 (坂田・上吉田・川船河)
- 農業委員 泉 田 洋一 (農業共済推薦)
- 農業委員 田 巻 俊也 (本田上・川之下)
- 農業委員 松原 百合子 (川前・保明嶋・下中村・上中村・四ツ合・千苺・石田)
- 農業委員 笠原 幸子 (議会推薦)

農業委員視察研修報告

株式会社バイオポリ上越 —新潟県上越市— アサヒ飲料株式会社北陸工場 —富山県入善町—



農業委員
吉澤 勝眞

今年度の農業委員視察研修は、株式会社バイオポリ上越とアサヒ飲料株式会社を視察した。

上越市にある株式会社バイオポリ上越では、非食用米・資源米、間伐材、養殖の貝殻などのバイオマスを、樹脂製造・加工し、ゴミ袋やレジ袋、弁当箱やトレーなどを製造している。

また、液化技術により非食用米・資源米をウレタン発泡体になっている。このウレタン発泡体は、住宅の断熱材や苗床などに応用される。



さらに、液化技術によりおがくずや間伐材などは高機能プラスチックに変換している。これは自動車の灰皿などに利用されている。間伐材を有効利用することにより、二酸化炭素排出量を削減できる。環境に優しい会社であり、私達も環境に優しい農地と農業を目指したい。

富山県入善町にあるアサヒ飲料株式会社北陸工場では、飲料が出来るまでの行程を視察した。品質チェックはコンピュータで行われ、安心・安全な飲み物が提供される。この会社でも廃棄物を再資源化し、環境を守っている。今回の視察で、改めて国内技術の素晴らしさを感じた。農業は厳しい状況にあるが、技術や知恵を活かし農作物を作っていききたいと思う。



お世話になりました

農業委員の任期満了により、9名の方が退任されました。長年にわたり、田上町の農業振興に貢献をいただき、深く感謝申し上げます。

選挙委員 佐藤 清一郎 (千 苅)
藤田 友三 (下吉田)
小林 憲一 (羽生田)
田卷 博 (本田上)
泉田 長一 (川 前)
本間 富雄 (湯 川)
須佐 義博 (曾 根)

選任委員 須佐 敏昭 (山 田)
関 根 一 義 (曾 根)



女性農業委員誕生

平成23年7月の農業委員の改選で田上町で初めての女性農業委員が誕生しました。



笠原委員



松原委員

笠原委員は議会推薦、松原委員は選挙でそれぞれ農業委員となりました。

女性農業者からの相談もお待ちしております。

農業者年金

制度内容

◆加入要件

- ・ 20歳以上60歳未満
- ・ 国民年金第1号被保険者
- ・ 年間60日以上農業に従事
- ※国民年金の付加年金に加入しなければなりません。
- ※みどり年金と重複加入ができません。

◆保険料

2万円から6万7千円まで千円単位で自由に選択できます。

◆特徴

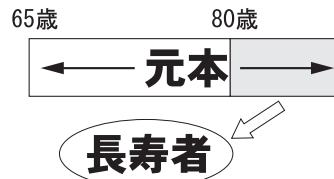
◎積立方式です。

- ・ 積み立てられた保険料は国内債権や株式を対象に運用を行っています。経済状況によりマイナスになる場合があります。
- ・ 元本が必ず保証されるというわけではありません。
- ◎終身年金です。80歳までの保障があります。
- ・ 80歳を超えてから受給するであろう年金は、相互にリ

スクを負担しあう形になっています。

イメージ図

80歳を超える前に亡くなられた方の積立が長寿者を支えます。



◎支払った保険料は、全額が社会保険料控除の対象。

◎一定の要件を満たす方には国庫補助があります。

形式だけの経営移譲では年金は支給されません

農業者年金の経営移譲は、単に農地等の権利名義を変えるだけでなく、実態に合った経営移譲であることが必要です。つまり、経営者の地位が名実ともに譲受者へ移るような経営移譲をしなければなりません。経営者の地位が移転しますので、次の諸名義も変更しなければなりません。

農業者年金受給者は年に一回の「現況届」を提出しましょう

毎年5月下旬頃に現況届がお手元に届きます。

この現況届は、引き続き受給資格があるかどうかを確認するためのものです。

提出を忘れてたり、遅れたりすると年金支給が差し止められますので、氏名・住所などを記入し、6月30日までに農業委員会事務局へ必ず提出してください。

- ① 農業共済の名義
 - ② 転作助成金の名義
 - ③ 農業所得の名義
 - ④ 土地改良区の組合員名義
 - ⑤ 農業協同組合の組合員名義
- 特に、サラリーマン後継者への経営移譲の場合、後継者は会社勤めで忙しく、農作業は受給者本人だけで行っていることはありませんか。受給者が農作業に従事しても、農地等の権利を取得して農業経営を再開しない限り支給停止にはなりません。農業主体は後継者でなければなりません。

農地取得の際は届出を

平成21年12月15日に改正農地法が施行され、農地の権利を相続等により取得したときは、農地のある市町村の農業委員会に届出をしなければならないことになりました。

届出の様式は農業委員会事務局で配布しています。また、町のホームページに掲載していますのでご利用ください。

町外に農地をお持ちの方は農地のある市町村の農業委員会にお問合せください。

全国農業新聞

全国農業新聞は、農家の経営と生活に役立つ農業総合専門紙です。

農政ニュース、経営・流通情報を1週間分まとめて分かりやすく解説しています。

◆発行日 毎週金曜日（月4回）

◆購読料 1ヶ月600円

お申込みは地区の農業委員または農業委員会事務局へ。

※1ヶ月無料のトライアルがあります。

農地の権利をお持ちのみなさん!

「農地を農地として利用する責務」 があります

遊休農地を放っておくと

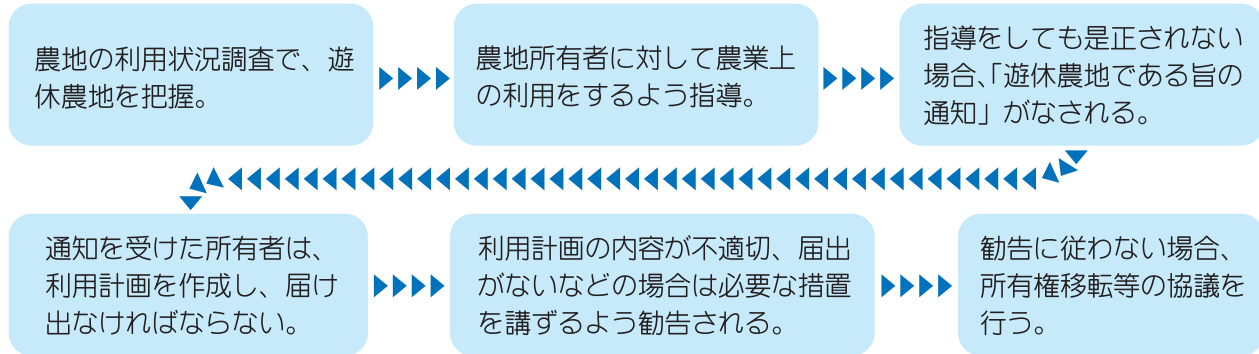
農地法第30条から44条により法的措置がとられます

※遊休農地とは

- ・ 1年以上耕作されていない。
- ・ 今後も耕作される見込みがない。
- ・ 周辺地域の農地の栽培方法と比して著しく劣っている農地。



◆法的措置の流れ◆



病害虫の発生などにより、緊急に対応する必要がある場合、町長による草刈り等の支障除去等の措置命令又は代執行が行われる。



- ・ 町長の措置命令に違反した場合は30万円以下の罰金。
- ・ 利用計画の届出をせず、または虚偽の届出をした場合ならびに農業委員会の勧告を受け、当該勧告に基づく措置状況の報告をせず、または虚偽の報告をした場合は30万円以下の過料。

農地を守り、有効に利用しましょう



平成22年度利用権設定等の実績

(H22.4.1～H23.3.31)

利用権設定	新規	22件	139,324㎡
	再設定	188件	965,179.01㎡
利用権移転		0件	0㎡
所有権移転		5件	13,711㎡

平成23年農地の移動状況

(H23.1.1～H23.12.31)

農地法第3条	6件	10,312㎡
農地法第4条	0件	0㎡
農地法第5条	11件	5,486.30㎡
適用外等	3件	514.61㎡